

議案第 9 号

平成28年度木古内町下水道事業特別会計予算

平成28年度木古内町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 205,971千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成28年 3月 4日 提出

北海道上磯郡木古内町長 大 森 伊 佐 緒

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6,341
	1 負 担 金	6,341
2 使 用 料 及 び 手 数 料		29,300
	1 使 用 料	29,221
	2 手 数 料	79
3 国 庫 支 出 金		29,000
	1 国 庫 補 助 金	29,000
4 繰 入 金		91,913
	1 繰 入 金	91,913
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		16
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	15
7 町 債		49,400
	1 町 債	49,400
歳 入 合 計		205,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		53,380
	1 総務管理費	53,380
2 施設費		62,389
	1 施設整備費	62,389
3 公債費		90,152
	1 公債費	90,152
4 諸支出金		50
	1 還付金	50
歳出	合計	205,971

第 2 表 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	49,400	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他については当該借入先と協定す るものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換えすることができる。
計	49,400			

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の割合

(単位：千円、%)

款	歳入				款	歳出			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比		本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1. 分担金及び負担金	6,341	7,541	△ 1,200	3.1	1. 総務費	53,380	52,260	1,120	25.9
2. 使用料及び手数料	29,300	26,852	2,448	14.2	2. 施設費	62,389	62,669	△ 280	30.3
3. 国庫支出金	29,000	29,000	0	14.1	3. 公債費	90,152	110,030	△ 19,878	43.8
4. 繰入金	91,913	88,413	3,500	44.6	4. 諸支出金	50	50	0	0.0
5. 繰越金	1	1	0	0.0					
6. 諸収入	16	2	14	0.0					
7. 町債	49,400	73,200	△ 23,800	24.0					
歳入合計	205,971	225,009	△ 19,038	100.0	歳出合計	205,971	225,009	△ 19,038	100.0